自動車運転契約書

串本町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１―３

１　運転期間　令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

　　　　　　　（原則として毎日　　時　　分から　　時　　分まで）

２　契約金額　一金　　　　　　　　　円（１日につき　　　　　　円）

３　運転する車輌の登録番号

　　　　　　　登録番号：

４　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、串本町議会議員及び串本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき串本町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、串本町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、串本町には請求できない。

５　その他

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　（甲）　串本町議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　（乙）　住　所

　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞